

令和3年第2回臨時会

白子町議会会議録

令和3年 11月29日 開会

令和3年 11月29日 閉会

白子町議会

令和3年第2回白子町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会議日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○報告第1号の上程、説明	6
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

令和3年第2回白子町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和3年11月29日(月)午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の不承認に伴う措置について
- 日程第 7 議案第 1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今井滋則君 | 2番 | 大多和正夫君 |
| 3番 | 北田百人君 | 4番 | 梅澤哲夫君 |
| 5番 | 宗島理仁君 | 6番 | 東海林東治君 |
| 7番 | 酒井良信君 | 8番 | 今関勝巳君 |
| 10番 | 板倉正道君 | 11番 | 大多和正之君 |
| 12番 | 齋藤鉄也君 | 13番 | 大多和秀一君 |
| 14番 | 市川隆子君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石井和芳君 総務課長 斉藤繁男君

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋庸行 書記 味戸ひろ子
書記 田邊知幸 書記 鈴木貴文
書記 上代智也

開会 午前 11 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和3年第2回白子町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、12番齋藤鉄也君、13番大多和秀一君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） 皆さん、こんにちは。

もう間もなく12月ということで、本格的な冬の到来が間近に迫ってまいりました。議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会における協議の概要について、説明いたします。

今臨時会に上程されます町長提出案件は、報告案件1件、条例改正2件の3案件であります。また、発議案が1件であり、以上のことを踏まえ協議した結果、今臨時会の会期は本日

1日と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会議日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますことを望みます。よろしくお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第5、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者により趣旨説明を求めます。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号。

令和3年11月29日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、梅澤哲夫。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

趣旨説明といたしまして、この条例は、現在の条例第5条第2項に規定する期末手当の支給率を、現行の年間4.4か月分から0.15月分引下げを行い、年間4.3月分にしようとするものであります。

国においては法改正により、千葉県においては条例の改正により、同様の引下げが行われますので、本町におきましても、国及び県の動向を踏まえ所要の改正を行うものであります。

資料として、新旧対照表を添付してございますので、ご参照願います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（酒井良信君） 日程第6、報告第1号 専決処分の不承認に伴う措置について、町長の報告を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、改めましてこんにちは。

本日はお忙しい中、令和3年第2回臨時議会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

それでは、報告第1号について説明させていただきます。

専決処分の不承認に伴う措置について。

白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の不承認とその後の措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

令和3年11月29日提出。

白子町長、石井和芳。

記。

1、専決処分を行った経緯。

新たな行政需要等に対応するため、組織・機構の見直しを行う必要があり、令和3年10月1日に総務課に企画財政担当課長を配置することといたしました。

企画財政担当課長は、療養休暇及び休職中でありました本町職員が9月27日に復職し、当該職員に「担当課長」職での辞令を10月1日付で発令することに伴い、白子町一般職の職員の給与等に関する条例の別表第3を一部改正し、「担当課長」の職を加える必要が生じました。

復職から辞令の発令まで期間が短かったため、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と判断し、去る令和3年9月30日に「白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分しました。

2、専決処分後の議会提案について。

専決処分については、法第179条第3項の規定により、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとされており、これに基づき、令和3年10月22日開催の令和3年第1回白子町議会臨時会に承認を求める議案を提案しましたが、「議会を招集

する時間的余裕がなかったものとは認められない」、「緊急性があったものとは認められない」との意見があり、不承認となりました。

3、専決処分が不承認になった場合の措置について。

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、法第179条第4項の規定により、「条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」とされています。

「必要と認める措置」として、説明責任を果たすという観点から、上記のとおり専決処分を行った経緯及び専決処分が不承認となったことについて、町ホームページ及び広報しらこ12月号を通じて町民の皆様にご説明させていただくことといたしました。

4、今後の町政運営について。

今回の専決処分の不承認については、町長として大変重く受け止め、今後、条例を改正する際には、できうる限り臨時会を招集し、十分ご審議いただくよう努めるとともに、法令を遵守し、適正な事務執行に努め、町民の皆様にご理解いただけるよう、鋭意努力してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 以上で報告を終わります。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第7、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてないし日程第8、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案2件の提案説明をさせていただきます。

最初に、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これは職員の期末手当支給月数の引下げを行うための所要の改正を行うも

のであります。詳細は総務課長から説明させていただきます。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは特別職の職員の期末手当支給月数の引下げを行うための所要の改正を行うものであります。これも総務課長より詳細を説明させていただきます。

以上2件、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第2号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） それでは、議案第1号及び第2号の内容説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例改正は、千葉県に準じて所要の改正を行うもので、その概要は、再任用職員を除く一般職の職員及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の0.15月の引下げ、並びに再任用職員及び特定の任期付職員の期末手当の0.1月の引下げを一括して行うものです。

一般職に係る部分を第1条、第2条で、本町には該当者はありませんが、特定の任期付職員を第3条、第4条で、パートタイムの会計年度任用職員分を第5条、第6条で改正いたします。

第1条、第3条、第5条は、それぞれの職員の令和3年度分の期末手当に関するもので、年間支給額を、再任用職員を除く一般職2.55月から2.4月に、再雇用職員を1.45月から1.35月に、特定の任期付職員を3.35月から3.25月に、パートタイムの会計年度任用職員を2.55月から2.4月に改正します。

この改正の施行日は公布の日となります。

第2条、第4条、第6条は、それぞれ令和4年度以降の期末手当を定めるもので、第1条、第3条、第5条において、年間0.15月または0.1月の引下げを12月分で行ったため、このままでは、令和4年度以降は年間0.15月または0.1月の2回分の0.3月または0.2月の減額となってしまいますので、0.15月または0.1月引き上げて調整を図るものです。

この改正の施行日は令和4年4月1日となります。

資料として、新旧対照表を添付してありますので、ご参照ください。

なお、通常の任期付職員及びフルタイムの会計年度職員の期末手当は、一般職に準ずる規定となっておりますので、条例改正の必要がないことを申し添えます。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例改正は、議案第1号の一般職の給与条例の改正と同様の理由で、第1条で本年度の12月分の期末手当を0.15月へ引き下げ、第2条で令和4年度以降の6月、12月を0.075月引き上げて、それぞれの年間支給月数を0.15月引き下げるものです。

この条例の施行日は、議案第1号と同様で、第1条の改正は公布の日、第2条の改正が令和4年4月1日となります。

同様に新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号及び議案第2号の内容説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第1号に対し、反対の立場から討論します。

町職員は、町民の奉仕者として毎日頑張っています。特に、今年度は新型コロナウイルスの感染者も増え、ワクチンの接種体制や町民からの相談など、住民の命と暮らしを守るために奮闘してきました。

こうした職員の頑張りに対してはきちんと評価すべきであると考え、本案には反対します。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第2回白子町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時24分